

令和8年6月11日

障害者支援施設長 様
障害福祉サービス事業所 管理者 様
障害児通所支援事業所 管理者 様

川口市障害福祉課長

令和7年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（通知）

本市の障害福祉行政につきまして、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和7年度（令和7年4月～令和8年3月サービス提供分）の福祉・介護職員等処遇改善加算を算定している事業者は、年度ごとに実績報告書を提出していただく必要があります。

つきましては、下記のとおり令和7年度処遇改善実績報告書の提出をお願いします。

記

1 実績報告書の提出書類

- ① 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書（令和7年度）（別紙様式3-1、3-2）
【必要に応じて添付】
- ② 特別な事情に係る届出書（別紙様式5）
（→事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合）

必ず令和7年度の実績報告用様式で提出くださいますようお願いいたします。

2 ホームページ掲載場所

「総合トップ」→「事業者向け」→「障害者施設・事業所等」→「障害福祉サービス事業所等について（事業者向けページ）」→「福祉・介護職員処遇改善加算」

【<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/shisetsu/18895.html>】

（ページの下部「**令和7年度処遇改善加算の実績報告書の提出について（令和8年6月11日掲載）**」内にあります。）

3 提出期限及び留意事項

- (1) 提出期限
令和8年7月31日（金）（厳守）

(2) 留意事項

・費用弁償的に支払ったもの、労働の対価ではなく恩給的(結婚祝金等)に支払ったもの等は賃金改善額として認められません。

・「賃金改善所要額」 \geq 「処遇改善加算等総額」となっているか、改めてご確認ください。

・「賃金改善所要額」 $<$ 「処遇改善加算等総額」となっていることが判明した場合は、一時金や賞与等として早急に改善し、当該改善も含めた実績報告書を提出してください。なお、加算の算定要件を満たさない場合は、不正請求として全額返還となります。

4 提出先

下記 URL から LoGo フォーム（電子申請）より提出

<https://logofrm.jp/form/zRQD/1633235>

※Excel データのまま、原則、LoGo フォームにて提出ください。

Excel ファイルのファイル名には必ず法人名を記載してください。

(例：) R 7実績報告書(株式会社〇〇).xlsx

※法人で事業所を一括して令和7年度処遇改善実績報告書を提出されている場合は、他事業所所在地の自治体にも実績報告書の提出の確認をしてください。

【実績報告書に係る問い合わせ先】

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号:050-3733-0230

受付時間:9:00~18:00(土日含む)

川口市役所 障害福祉課
施設係